

氏名(本籍)	犬飼隆 (愛知県)
学位の種類	博士 (言語学)
学位記番号	博乙第840号
学位授与年月日	平成5年2月28日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	文芸・言語研究科
学位論文題目	上代文字言語の研究
主査	筑波大学教授 文学博士 小松英雄
副査	筑波大学教授 文学博士 北原保雄
副査	筑波大学教授 林史典
副査	筑波大学教授 森野宗明
副査	筑波大学教授 博士(文学) 湯沢質幸

## 論文の要旨

本論文は、8世紀の諸文献を中心資料として、日本における漢字の用法を解明しようとしたものであり、以下のように構成されている。約20年間にわたって公表された16篇の論文を骨子としているが、すべてが現在の立場に基づいて改稿され、一貫した叙述になっている。

序論 文字表語機能観

本論

第一部 漢字を日本語の音節文字につくりかえる (3章)

第二部 万葉仮名で日本語の語形を書きあらわす (3章)

第三部 漢字を日本語の文字につくりかえる (4章)

第四部 万葉仮名で日本語の文を書きあらわす (4章)

終論 「文字言語研究」の課題

序論では、文字の本質的機能が表語にあるとする河野六郎の主張を文字史研究の立脚点とし、所与の文字体系に関する研究と文字の具体的用法に関する研究とを峻別することによって正しい文字研究が可能であるとする立場から、表語文字・表音文字の諸特質について論じている。

第一部の主題は、漢字が万葉仮名として運用され、仮名に変化した動員の解明である。著者は、万葉仮名から仮名に変化した一次的な理由が字形の簡略化にあったとする説明を否定し、漢字の原音を離れ、清濁の書き分けを放棄するという、体系の変更を経ることによってそれが達成されたとする。第一章では、文献のジャンルによって、使用する万葉仮名の体系、すなわち、字体・字音、

および清濁の書きわけかたに相違が認められることを指摘している。第二章では、陽類字の万葉仮名の韻尾が失われた過程をたどり、第三章では、「ツ」の字源についての考察をつうじて、万葉仮名の字体と使用場面との相関について論じている。万葉仮名から仮名への移行を〈漢字離れ〉と規定し、字形の簡略化と語形表示の簡略化による〈漢字離れ〉が、語の同定可能性を損なわない範囲において、経済の原理に基づいて進められたことを証明している。

第二部は、『古事記』の万葉仮名のうち上代特殊仮名遣の存否に議論のあるものについての考察である。各章では、それぞれ、「オ」「ホ」、「ト」「ロ」、「シ」の仮名が取り上げられている。『古事記』に2種の字体が拮抗しているのは、複数の文献を下敷きにして編纂された事情によるものであったことを述べ、また、「オ」の仮名と「シ」の仮名とは2種の字体が視覚的識別のために書き分けられていること、「ホ」の仮名は音韻の区別の痕跡をとどめていることを指摘している。「ト」の仮名と「ロ」の仮名とは、音韻論的対立が失われて以後も同じように使用されている事実を明らかにし、音韻論的対立だけが書き分けの唯一の理由ではないことを強調している。

第三部は、漢字が日本語に馴化するに際して、日本語に即した意味・用法の変容と、万葉仮名による語形表示との二つの方途がとられたことについての論である。第一・二章では、上代の戸籍・記帳類、および『古事記』『日本書紀』において、兄弟姉妹等の関係を表わす漢字が、本来の意味・用法と異なることを指摘し、漢字の運用が当時の日本語の語彙体系に即していることを論じている。第三章では、接頭辞「伊呂」とその正訓表記に相当する「同母」とでは表現価値が異なることを明らかにしている。第四章では、『万葉集』の正訓字にその訓が注記されている例外的な事例を取り上げ、それが東国の伝承歌謡であることの指示であるとしている。

第四部は、万葉仮名文献における句読法に関する考察である。第一章では、『古事記』歌謡等において、使用頻度の低い万葉仮名字体の分布や踊り字などが、文字連鎖の区切りの指標として機能していることが例証される。第二章では、上代諸文献の調査に基づいて前章の事実を裏付け、第三章では、濁音仮名の機能も、それらと共通していることを論じた。第四章では、『古事記』の本文中、天皇記の末尾と歌謡の前後に改行があった可能性を検証し、上代文献における文章単位の区切りについて論じている。日本語の文字言語が成立するためには、構文のレベルでも〈漢字離れ〉が必要であったことが、第四部をつうじて重要な論点になっている。

終論では、文字の研究と表記の研究とを、文字言語の研究として統合すべきであると主張している。著者によれば、両者を統合することの効用は二つある。その一つは、文字の大小や文脈の条件、補助符号の使用などを視野に入れながら総体として研究できることであり、もう一つは、音韻史研究との区別を明確にしうることである。その主張に基づいて、文字言語の史的研究所の分野にどのような課題があるかを、仮名・漢字、および両者の交用の3部門に分けて展望している。

## 審 査 の 要 旨

日本語の書記 (writing) に関する史的研究所の領域では、研究所の方法についての共通理解が必ずし

も確立されておらず、研究課題の設定のしかたも区々である。本研究は、文字の本質的機能が表語にあるという基本的立場から、この領域の研究がどのようにあるべきかを規定し、一貫した方法による事実の検証に基づいてその立場の正当性を主張している。

本書に提示された研究成果は、次の3点に要約できるであろう。

1) 上代文献の用字を綿密に検討することによって、文字連鎖の表語機能が明らかにされている。特に、第二部では、『古事記』における2種の万葉仮名字体の併用が意味単位の抽出を容易にしていることを証明し、また、文字が、音韻や形態素のレベルだけでなく、それよりも高いレベルの識別に関わる要因をも含みうることを証明している。いずれも、説得力に富む議論であり、この領域における研究の新たな視点として評価すべきである。さらに、同一の語形を代表していても、表語文字と表音文字とでは運用のしかたに相違があること、また、仮名字体の選択や文字の配列のしかたなどに有意的な差があることを具体的に指摘できたことは、著者独自の方法によってもたらされた著しい成果である。

2) 書記を対象とする研究には、従来、視覚的媒体としての文字を対象とする研究と、文字による表記を対象とする研究とがあった。著者は、それらを文字言語の研究として統合すべきことを提唱し、また、その領域に音韻論・形態論・構文論などと平行するような複雑のレベルを設定すべきことを主張している。その主張の有用性が実践的に裏付けられたことの意義は大きい。さらに、従来の研究における文字と表記との二つの概念は、著者のいわゆる文字言語の二つの側面、すなわち、文字体系とその運用とに相当することを主張し、本論の論述においても、その立場を一貫して、既知の事実新たな位置づけを与えていることも注目に値する。

3) 上代における漢字使用を多角的な観点から記述することによって、著者のいわゆる文字言語と音声言語とが不即不離の関係にあること、また、それが、独自の体系をもち、かつ、独特の表現機能や価値をもつことを、種々の具体例に即して示している。

漢字を日本語のための文字として運用するためには、日本語の音韻・語彙・構文の各レベルに順応できるようにそれを馴化する必要があったことを述べ、理論的な裏付けをもって、馴化の過程を一貫して跡づけたことは、特筆すべき収穫の一つである。

以上のように優れた特色をもつ一方において、本書において提示された理論にはいまだ洗練の余地が残されており、そのために、新たな方法を確立しようという著者の意欲が、必ずしも満足すべき形では結実していないこともまた否定しがたい。それは、文字言語・音声言語という対比に反映されているように、言語を媒体とする書記と言語そのものが画然と区別されていないことが、書記の本質を正しく把握するための障害になっていることである。書記と言語との関係を明確にし、その認識に基づいて書記に固有の機能を追究するならば、本論文において得られた諸成果は、さらに価値あるものとなるであろう。そのためには、外国における近年の諸研究をも参看する必要がある。

著者の方法に基づいてなされた一連の具体的研究は、その方法の限界内において十分に成功しており、従来の研究水準を凌駕した注目すべき帰結を導いている。惰性から脱却して新たな方法を確

立するための先導的試行として十分に刺激的であり、この領域の研究者にとって必読の文献であることは疑いない。

よって著者は（言語学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。